

入札説明書

令和6年度静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年4月26日
- 2 入札執行者 静岡県静岡財務事務所長 佐野 博之
- 3 担当部局 〒422-8630 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号
静岡県静岡財務事務所 総務課
電話番号 054-286-9112
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 第6号
 - (2) 業務名 令和6年度 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託
 - (3) 業務場所 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号 静岡県静岡総合庁舎（本館、別館、別館南駐車場及びこれらの附属施設）及びその敷地
 - (4) 業務期間 令和6年6月3日から令和7年3月14日まで
 - (5) 業務概要 静岡総合庁舎樹木・芝生管理業務委託要領による。
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本県における建設工事入札参加資格者名簿に業種「造園工事業」で登載されている者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
 - (3) 造園工事業にかかる経営事項審査の総合評定値が700点以上の者であること。
 - (4) 静岡市内に本社又は主たる営業所等（県内に本社を置く者に限る。）を置く者であること。
 - (5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外

- の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場
合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格を認められなかった者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 令和6年4月26日（金）から令和6年5月7日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで。ただし、郵送の場合は、5月7日（火）午後5時00分必着とする。

イ 提出先 上記3に同じ。

ウ その他 申請書及び資料は各1部とし、長3号封筒（簡易書留料金を含む切手434円分貼付）を添えて提出先に持参又は郵送（簡易書留に限る。）すること。電送によるものは受付しない。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年5月14日（火）までに通知する。

- (3) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (4) 資料は、次によるものとする。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し

ウ 受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別表又は様式第22号の2の写し等静岡市内に主たる営業所があることを証する書類

エ 有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し

オ 建設業法第28条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し

カ 長3号封筒（簡易書留料金を含む434円分切手を貼付）

- (5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格を認めない者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、入札執行者に対し、入札参加資格を認めない理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年5月21日（火）までに書面（様式自由）を持参により提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求めた者に対して、令和6年5月24日（金）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 現場説明会

現場説明会は実施しない。

9 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札執行日時 令和6年5月27日（月） 午前9時30分

(2) 入札執行場所 静岡県静岡市駿河区有明町2番20号
静岡県静岡総合庁舎 本館7階第9会議室

(3) その他

ア 郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

カ 入札執行回数は2回を限度とする。

10 開札

開札は上記9に掲げる日時・場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

11 入札の無効

公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札説明書及び庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得（以

下「入札心得」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等、入札時点において上記5に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

14 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

15 支払い条件

2回の分割払いとする。

16 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) その他詳細不明の点については、静岡県静岡財務事務所総務課（電話番号 054-286-9112）に照会すること。